

懲戒処分の公表について

下記のとおり、当機構職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

- 1 被処分者
20歳代職員
- 2 事案の概要（処分の理由）
被処分者は、令和5年6月から令和7年2月までの間、兼業の許可を得ることなく性風俗店に勤務し、報酬として約225万円を得ていたもの。
- 3 処分年月日
令和7年4月25日
- 4 処分量定
停職1月

問合せ先：総務部総務課長 鈴木 博之
電話番号：03-5422-1990